

白石市

農業委員会だより



主な掲載内容

1. 平成 29 年度の農地の利用意向調査の結果について
2. 遊休農地の課税強化について
3. 平成 30 年度の農地の利用意向調査を実施します
4. 再生ができない荒廃農地を非農地にする手続きが始まります

1. 平成 29 年度の農地の利用意向調査の結果について

白石市農業委員会は昨年 7 月に新体制に移行し、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 14 名、合計 27 名体制のもと、8 月から 9 月にかけて市内全域の農地の利用状況調査を実施しました。

その結果を受けて、12 月と 1 月に、両委員で戸別訪問をし（市外在住者は郵送でやりとり）、遊休農地（再生が可能と思われる荒廃農地、低利用農地）の所有者等に今後の利用予定の調査（利用意向調査）を行いました。

利用意向調査では、次の 5 つの選択肢から回答を選びます。これらは法律に定められた様式（選択肢）となっており、簡単に説明すると、1. 農地中間管理事業を利用する（したい）、2. 農地所有者代理事業を利用する（したい）、3. 耕作する人を自ら探し売買（貸借）する、4. 自ら耕作する、5. その他、となります。調査結果は右の【表 1】となりました。

意向調査の結果、1. 農地中間管理事業を利用する（したい）、2. 農地所有者代理事業を利用する（したい）、と回答があった農地は、農業委員会が取りまとめて、それぞれの事業主体である宮城県農地中間管理機構とみやぎ仙南農業協同組合に、農地法第 35 条第 1 項及び第 3 項に基づく通知（貸し付けの申込み）をしましたが、いずれも貸し付けには至っておりません。（荒廃農地に該当しない農地は農地中間管理機構が借り受けた事例あり）

また、3. 耕作する人を自ら探し売買（貸借）する、4. 自ら耕作する、と回答があった農地の、今年の利用状況調査での状況は、意向どおりに耕作（保全管理）されていた農地は、全体の約 46%であり、意向どおりには改善されず遊休農地状態であった農地は 47%でした。

【表 1】

白石市の農地筆数	
(H29.10 末日)	37,915 筆
上記のうち遊休農地と	
(再生可能な荒廃農地・低利用農地)	3,964 筆
1. 農地中間管理事業を利用	2,822 筆
2. 農地所有代理者事業	395 筆
3. 耕作する人を自ら探し売買（貸借）	56 筆
4. 自ら耕作する	276 筆
5. その他及び未送達、未回答等	415 筆

※遊休農地でない申出
(778 筆) 分を除く

2. 遊休農地の課税強化について

昨年度の利用意向調査で、3. 耕作する人を自ら探し売買（貸借）する、4. 自ら耕作する、と意向を表明した（回答した）のにもかかわらず遊休状態が改善されなかった農地や、意向調査に回答のない農地は、固定資産の課税強化（1.8倍）の対象となることを「農業委員会だより」や利用意向調査の戸別訪問の際にお知らせしてきました。

しかしながら、正確な利用状況調査を全ての農地で行うことが出来ない（道がなく農地に到達できない、筆界がどこなのか判断できない、そもそも筆界が未定など）ことや、（相続未登記などで）所有者等がわからず意向調査まで至らない、あるいは利用意向調査の回答の仕方がわからない（借り手が見つからないと思われる遊休農地であっても、貸し出す意向は表明できる）、また、その結果から生ずる課税強化の制度があまり浸透していない、など多くの問題があるため、本年度の農地法第36条第1項の勧告（農地中間管理機構と協議すべきことを勧告）は行わないことになりました。よって来年度の固定資産税の課税強化は行われません。（課税強化の実績は農林水産省のホームページを参照下さい）

近年、農業委員会が毎年実施している農地の利用状況調査及び利用意向調査の目的は、遊休農地の課税強化ではなく、農地利用の最適化の推進です。すなわち、①担い手への農地の集積・集約化 ② 遊休農地の発生防止・解消 ③ 新規参入の促進の3項目です。耕作（保土管理）がされている農地は、新しい借り手（担い手、新規参入）が見つかり易い傾向にあります。荒れてしまえば借り手はほぼ見つかりません。農地を次の世代や新しい耕作者へつなげていくためにも、課税強化の対象になる遊休農地だけではなく、課税強化の対象にならない遊休農地（※）も、遊休農地の発生防止・解消に努められますようお願いいたします。

※利用意向調査で、1. 農地中間管理事業を利用する（したい）、2. 農地所有者代理事業を利用する（したい）、と回答した農地は実際に貸し借りが成立しなくとも課税強化の対象にはなりません。また、農業振興地域に指定されていない農地（旧白石町内など）は課税強化の対象にはなりません。

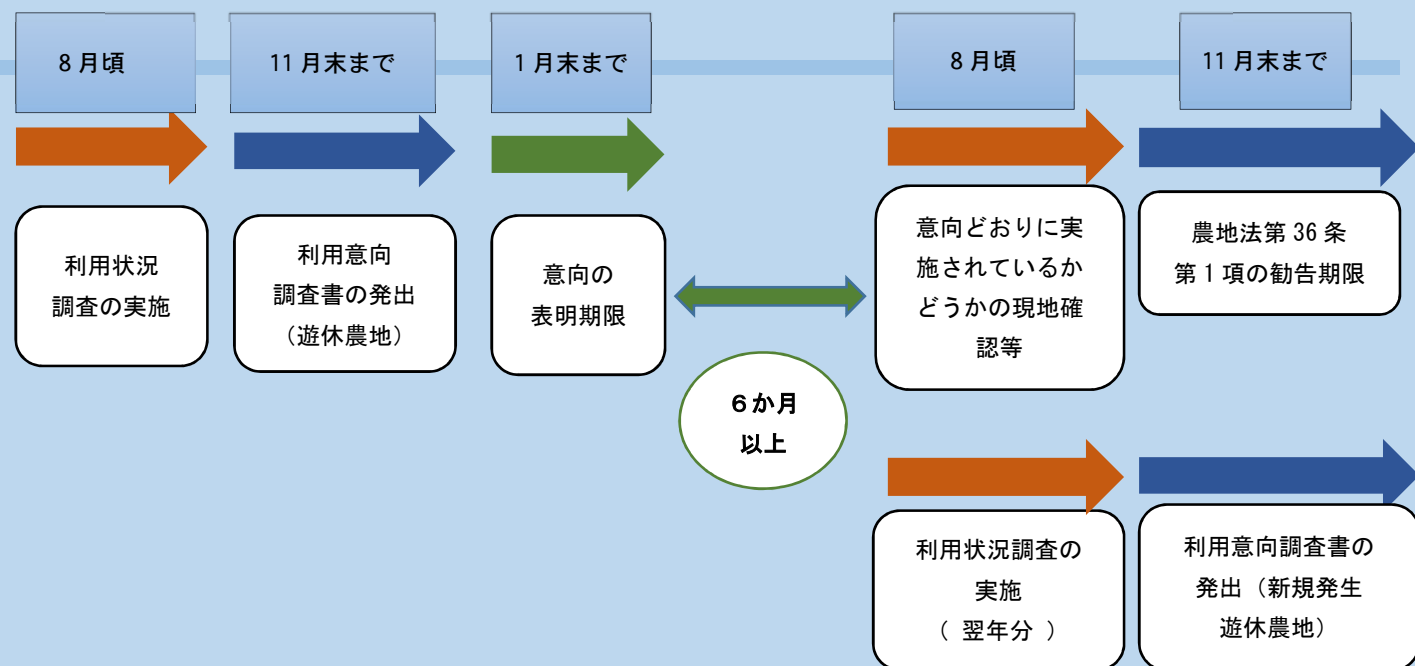


3. 平成30年度の農地の利用意向調査を実施します

今年度も、8月から9月にかけて農地の利用状況調査を行いました。その結果、150筆（面積134,140㎡）の新しい遊休農地が確認されました。その所有者等へ、農地の利用意向調査を実施します。（回答期日は1月末日）昨年と同様、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が戸別訪問により調査を行います。（12月から1月）

毎年、農業委員会は農地法に定められた「遊休農地に関する措置」（下記図参照）に従い、農地の利用状況調査と利用意向調査を行っていきます。農業委員・農地利用最適化推進委員が農地に立ち入って調査したり、意向調査のために戸別訪問をしますので、ご協力ください。

遊休農地に関する措置（利用状況調査・意向調査）の流れ



4. 再生が出来ない荒廃農地を非農地にする手続きが始まります

農業委員会が実施する利用状況調査の目的は、遊休農地の発生防止・解消だけではありません。今後守っていくべき優良農地は、遊休化の初期の段階で荒廃をくい止め担い手等への集積・集約化へつないでいく一方で、再生が不可能と思われる荒廃農地については、農地台帳から外し非農地（山林・原野）扱いにする手続きを進めていきます。

昨年の調査時点で約 3,200 筆が再生不可能な農地の候補とされました。まず、これらの農地について改めて詳細な現地調査を行い、その上で所有者に農地以外の地目（山林・原野）にしてもいいかどうか確認をします。（書面にて承諾をもらう）その手続きについても、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が戸別訪問をして実施します。（1月から2月）その後、それらの農地をとりまとめて、農業委員会総会（3月予定）において非農地にする決定をします。この決定をすることにより農地台帳から外れ、固定資産の課税地目も農地以外に変更になります。（翌々年度以降）ただし、法務局の登記地目は、所有者本人が手続きを行わないと変更にならないので、農業委員会が発行する非農地通知書を持って法務局で手続きをして下さい。

なお、非農地判断の候補地が非常に多いため、今後数年かけて手続きを行う予定です。下記に示すような農地所有者の方で、大至急非農地にされたい方は、農業委員会にご相談下さい。（毎月開催されている農業委員会総会に、通常非農地証明願いを申請して非農地にできる場合もあります）

※ 農地を非農地化してしまうと、現在受けている優遇制度（補助金、経営移譲年金、贈与税・相続税の納税猶予等）が受けられなく（効果がさかのぼって波及する場合あり）なる場合がありますので、これらの優遇制度の対象者は農地の管理にはくれぐれもご注意下さい。



《 非農地判断の対象はどんな農地？ 》

- ①すでに森林化・原野化しており、農地に復元するために「開墾に匹敵するような条件整備（※）」を行わないと農地に再生できないもの
（※）伐採、抜根、切盛土、整地、耕盤造成（田）、畦築立（田）
客土、土壌改良等を総合的に実施する必要がある場合
（伐採や抜根のみの場合は該当しない）
- ②①以外であって、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができずと見込まれるもの（**労力不足は除く**）
（例）山林に囲まれているため、根・種子、土砂、水等の侵入等の自然的障害や、日照等・気象等の悪影響により、継続的利用が困難と考えられるもの

ただし、①②には、

- ・集团的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地は含まれません
- ・基盤整備事業等が計画されている農地は含まれません

農地に関する手続きのスケジュール

農地の権利移動（売買・貸し借り）や、農地の転用をする場合は

農業委員会（または宮城県）の許可が必要です！

- 申請受付締切り
毎月 10日
（土・日・祝日の場合は
翌開庁日）
※添付書類が揃わないと申請
を受理できないので、余裕
を持って申請して下さい。
 - 農業委員会の審議
毎月 25日
（土・日・祝日の場合は
翌開庁日）
※年間スケジュール（農業
委員会開催日と申請締め
切り日）は、市のホームペ
ージに掲載
 - 農地法第三条の許可書・非農地証
明書の交付
審議から2日後以降
 - 利用権設定決定通知書の発送
翌月初旬
 - 農地法第四条・第五条の転用許可
書の交付
翌月15日から20日頃
※ 転用面積が30a以上の
場合は更に要します。
- なお、添付書類の不足や不備があ
った場合は、この限りではありません
なので、よく確認して下さい。

あなたの地区の農業委員・農地利用最適化推進委員

◆ 農業委員 ◆

公選制（選挙）から公募制に変わり、推薦（自薦）によって選出（平成29年7月から）

氏名	在住地	電話番号
江戸 千佳雄	白石	25-2819
吉川 淑子	白石	25-1869
齋藤 重雄	越河	28-2923
保科 清八(会長)	斎川	25-5923
村上 さき	大平	25-2387
佐藤 徳治	大鷹沢	25-9123
阿部 祥夫(会長職務代理)	大鷹沢	25-9754
佐藤 良夫	白川	27-2505
木須 敏文	福岡長袋	25-6322
齋藤 國一	福岡深谷	25-5468
日下 正彦	福岡八宮	25-9077
佐久間 純一	福岡八宮(不忘)	24-8355
半澤 幸男	小原	29-2024

◆ 農地利用最適化推進委員 ◆

平成29年7月に新たに設置。担当地区内で農業委員と連携して農地の最適化の現場活動を行っております。

氏名	担当地区	電話番号
菊地 哲夫	白石	25-4600
八島 孝夫	越河	28-2738
佐久間 吉光	越河	28-2374
太齋 雄一	斎川	25-5346
佐久間 弓男	大平	25-7372
八島 典夫	大鷹沢	25-8448
神尾 貢	大鷹沢	25-0851
我妻 精一	白川	27-2712
押野 一郎	蔵王・不忘・川原子・三住	24-8427
齋藤 勇雄	蔵本・長袋・八宮	25-9677
日下 和彦	蔵本・長袋・八宮	29-3233
高橋 和也	福岡深谷	25-7547
日下 静雄	福岡深谷	24-4262
高橋 典雄	小原	29-2109

《 相談する前に 》

◆まずは所有者から声がけ◆

ご存じのとおり、現代は農作業（耕耘・作付け・収穫）の大部分が農業機械での作業になります。自作地（耕作地）から離れた、機械の運搬が困難な場所にある農地を買う（借りる）可能性は低く、逆に所有地（耕作地）の近くであれば比較的可能性が高いといえます。相談を受けた農業委員・農地利用最適化推進委員は地区内の担い手に声がけはしますが、まずは、所有者本人（または家族）から近所の所有者（耕作者）に相談をしてみてください。

◆農地の地番や名義人はわかりますか◆

相談したい農地（田・畑）の地番と名義はおわかりですか？わからない場合は、固定資産税の課税通知などで確認してから（又は持参して）ご相談下さい。また、手放したい場合は、最終的に所有権の移転登記が必要になります。亡くなった人の名義のままになっていませんか？生きている人の名義にしないと（相続登記をしないと）、農業委員会への申請ができず、登記名義の変更も出来ません。また、世代が代わるごとに相続人の数が増え、手続きが複雑になり困難を極めますので、お早めに手続き下さい。

農業者年金

担い手積立年金



●特徴

自ら積み立てた保険料とその運用益を将来受け取る積立方式（確定拠出型）
金額が加入者・受給者の数に左右されない
少子高齢化時代に適した年金

●加入できる方

次の①から③のすべての要件を満たす方
①国民年金第1号被保険者（免除をうけていない）
②年間60日以上農業に従事する方
③20歳以上60歳未満の方

●メリット

①支払った保険料は全額が社会保険料控除
②終身保険で80歳までの保証付き
③保険料の額は自由に決められる（月額2万から6万7千円）
④担い手には保険料の国庫補助制度あり

お申し込み・お問い合わせは
農業委員会・JAまで

編集・発行 平成30年11月15日
白石市農業委員会事務局
白石市福岡長袋字陣場が丘12-13
電話 22-1256 FAX 22-1258